

平成29年度 事故発生状況

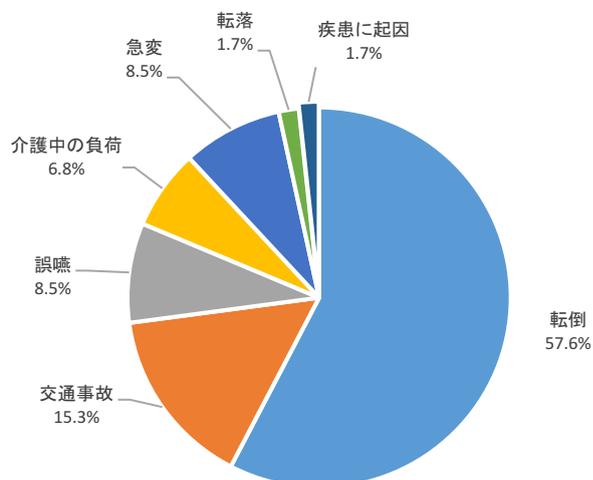
平成29年4月から平成30年3月までの1年間に、市町から県に随時の報告を受けた事例479件で、そのうち居宅サービスは59件（地域密着型サービスを含む）だった。

1 サービス種類別

サービス種別		事故件数	事故割合	事故件数	事故割合
居宅サービス	訪問介護	2	0.4%	46	9.6%
	訪問入浴介護	0	0.0%		
	訪問リハビリテーション	0	0.0%		
	通所介護	30	6.3%		
	通所リハビリテーション	14	2.9%		
	福祉用具貸与	0	0.0%		
	居宅介護支援	0	0.0%		
地域密着型サービス	地域密着型通所介護	3	0.6%	13	2.7%
	認知症対応型通所介護	1	0.2%		
	小規模多機能型居宅介護	2	0.4%		
	認知症対応型共同生活介護	7	1.5%		
施設サービス	介護福祉施設サービス	100	20.9%	159	33.2%
	介護保健施設サービス	58	12.1%		
	介護療養施設サービス	1	0.2%		
その他	軽費老人ホーム	67	14.0%	261	54.5%
	養護老人ホーム	49	10.2%		
	住宅型有料老人ホーム	38	7.9%		
	短期入所生活介護	40	8.4%		
	短期入所療養介護（老健）	1	0.2%		
	特定施設入居者生活介護	37	7.7%		
	地域密着型特別養護老人ホーム	0	0.0%		
	サービス付き高齢者向け住宅	29	6.1%		
総計		479	100.0%	479	100.0%

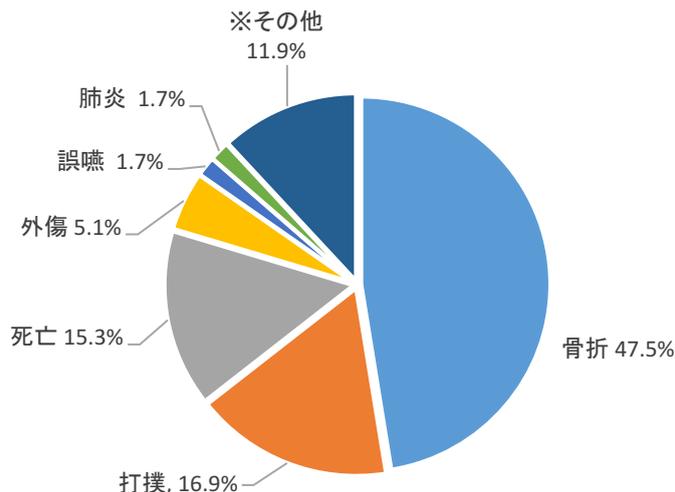
2 事故内容

内容	事故件数	事故割合
転倒	34	57.6%
交通事故	9	15.3%
誤嚥	5	8.5%
介護中の負荷	4	6.8%
急変	5	8.5%
転落	1	1.7%
疾患に起因	1	1.7%
総計	59	100%



3 事故種別

種別	事故件数	事故割合
骨折	28	47.5%
打撲	10	16.9%
死亡	9	15.3%
外傷	3	5.1%
誤嚥	1	1.7%
肺炎	1	1.7%
※その他	7	11.9%
総計	59	100.0%



※その他・・・交通事故（無傷）5件、低血糖1件、体調不良1件

4 その他（解説）

- ・居宅サービスの事故件数は、59件。内訳は通所介護が34件（57.6%）、通所リハビリテーションが14件（23.7%）、認知症対応型共同生活介護が7件（11.8%）である。
- ・職員不在時（見守りなし）の事故が3割（19件）を占めていた。
- ・事故の内容は約6割を転倒（34件）が占め、骨折に至ったのは24件（70.5%）である。
- ・死亡事故も9件みられ、誤嚥4件、急変3件、転倒2件であった。

○転倒（34件）について

要介護度：要介護1（13）、要介護2（12）、要介護3（4）、要介護4（4）
要介護5（1）

性別：男性（7）、女性（27）

発生場所は、食堂（15）が多く、続いてトイレ（5）、居室（3）となっている。

《事例1》 体操参加で椅子に座る際、歩行器に足を引っ掛け転倒（大腿骨骨折）

《事例2》 入浴待機中、他利用者への案内（声かけ）に反応し立ち上がった際転倒（右尺骨骨折）

《事例3》 デイルームから浴室へ単独移動時（見守りなし）仰臥位に転倒（頭部裂傷）

《事例4》 隣の席の利用者がむせたので、背をさすろうとした際テーブルにつまずき転倒（骨折）

《事例5》 トイレ使用時、個室内で歩行器のブレーキをかけそんじ転倒（外傷性くも膜下出血）

《事例6》 レクリエーションでボール蹴り中、椅子から滑り落ち転倒（大腿骨骨折）

○誤嚥（5件）について

要介護度：要介護1（1）、要介護2（2）、要介護4（1）、要介護5（1）

性別：男性（1）、女性（4）

内容：食事（5）〔普通食（1）、パン（1）、キザミ・カット食（3）〕

《事例1》 行事外出先で外食中誤嚥、救急搬送。（入院後、誤嚥性肺炎で三週間入院）

《事例2》 パンをのどに詰まらせたが、タッピングにて落ち着く。その後安静室で呼吸停止状態で発見された。（救急搬送後、病院にて一時蘇生後死亡）

《事例3》 提供された食事を摂取中、ヘルパーが台所を片付け後、居室に戻ると意識を失っていた。救急搬送。（意識不明の状態での入院、昏睡状態のまま二週間後に死亡）

25長寿第34930号
平成25年9月30日

介護サービス事業者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
(公 印 省 略)

介護サービス提供中の事故防止の徹底について

日頃から、本県の介護保険行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
先日、通所介護事業所職員の運転により、送迎中に同乗していた利用者が死亡するという事故が発生しました。

各事業所等における車両を使用した送迎業務は、介護サービスの一環として日々行われている日常的業務であるとともに、その安全は常に確保されていなければならない重要な業務です。事業所と利用者自宅間等の送迎について今後とも一層の利用者の安全確保が求められます。

各指定事業所等においては、事故予防実施手順書を再確認し、実施方法、遵守すべき事項を明確にした手順書を作成する等、特に送迎を中心とするサービス全般について、今一度見直しを行い、事故防止のための取組みをより一層徹底するようお願いいたします。

<担当>

香川県健康福祉部長寿社会対策課
施設サービスグループ 萬藤、竹田

TEL(087)832-3268

在宅サービスグループ 大倉、原岡、宮本

TEL(087)832-3274

30 長寿第 49051 号
平成 30 年 11 月 22 日

各指定介護サービス事業者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
(公 印 省 略)

指定介護サービス事業者における事故発生時の報告マニュアル
の改正について (通知)

日頃から、介護保険制度の適正な運営にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、指定介護サービス事業者における介護事故については、平成 20 年 1 月 15 日付
け「指定介護サービス事業者における事故発生時の報告マニュアル」に基づき、市町
及び県への報告をお願いしているところですが、今般の介護保険法改正に伴い、本マ
ニュアルについて改正しましたので、お知らせします。

【問い合わせ先】

香川県健康福祉部長寿社会対策課

施設サービスグループ

TEL 087-832-3268

在宅サービスグループ

TEL 087-832-3269

指定介護サービス事業者における事故発生時の報告マニュアル

香川県健康福祉部長寿社会対策課
(平成20年1月15日制定)
(平成23年4月7日改正)
(平成25年9月4日改正)
(平成27年2月27日改正)
(平成30年11月22日改正)

1 目的

指定介護サービス事業者（以下「事業者」という）は、サービス提供時に発生した事故について、介護保険法に基づく運営基準及び同解釈通知により、その内容や対応状況を市町に報告することにより、その報告を受けた市町及び県が、事故に対する適切な対応や再発防止策に対して、事業者への指導及び助言を実施することにより、事業者、市町及び県が連携して、介護サービスの安全と質の向上を図ることを目的とする。

2 事業者が事故報告を行う範囲

事業者は、次の事由に該当する場合に市町に対して報告を行うこととする。なお、事業者の住所地と利用者の保険者である市町が異なる場合には双方の市町に報告を行うこととする。

(1) サービスの提供による利用者のけが等又は死亡事故の発生

(注1) 「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の間の事故も含む。

また、通所サービス（事業所の設備を利用して行う、夜間等の介護保険制度外のサービスを含む。）、入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれる。

(注2) けが等とは、発生の原因に関わらず、骨折、打撲、出血、火傷、誤嚥、異食及び薬の誤投薬等で医療機関を受診し、治療または入院したものを原則とする（原因不明のものも含む）。

(注3) 事業者側の過失の有無は問わない。

(注4) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは報告すること。

(2) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

(注5) 利用者の処遇に関連するものに限る。（例：利用者からの預り金の横領、送迎時の交通事故など）

(3) その他、報告が必要と認められる事故の発生

3 報告の手順

(1) 事故後、各事業者は第一報を、3日以内に市町へ様式1により報告する。

(注1) 次の①～④の事由による、重大性の高い事故については第一報を電話で行い、その後報告様式1を提出する。

- ①事故により利用者が死亡したもの
- ②利用者への身体拘束や虐待が事故の原因となっていると思われるもの
- ③重大な指定基準違反があると思われるもの
- ④職員の不祥事

(2) 事故発生後の処理等が終了後、様式2により原則2週間以内に報告する。報告が遅れる場合は、その旨を市町に連絡すること。

(注2) 事故報告書は、報告様式1、2を標準とするが、市町により別に様式が定められている場合や、報告様式1、2の報告事項が明記されている書式であれば代替して差し支えない。

4 報告を受けた市町の対応の留意点

- (1) 事故に係る状況を把握するとともに、事業者による事故への対応が終了していないか、又は、明らかに不十分である場合等、当該事業者の対応状況に応じて、保険者として必要な対応（事実確認、指導等）を行うものとする。
- (2) 事業者から文書による報告内容が不十分である場合は、再報告等を求める。
- (3) 報告内容をもとに下記5の事由に該当する場合は、県へ報告を行うものとする。
- (4) 事故の再発防止策を検討するにあたって、事業者から市町に協力依頼があった場合には、可能な限り対応をする。

5 市町から県への報告について

- (1) 各市町は、事業者から受けた事故報告の内容が、次の事由による場合は、事業所からの報告書の写しを5日以内に県に提出するものとする。（重大性の高い事故については、事業者から報告があり次第、電話で報告）なお、市町に指定権限のある事業者（中核市に住所を有する事業者及び居宅介護支援事業者並びに地域密着型サービス事業者）に係るものについては、原則、死亡事故のみとする。
 - ①事故により利用者が医療機関で入院治療を要したもの又は死亡したもの
 - ②利用者への身体拘束や虐待が事故の原因となっていると思われるもの
 - ③重大な指定基準違反があると思われるもの
 - ④職員の不祥事
 - ⑤その他、他の事業者に事例として情報提供することによって、同様な事故の発生防止に寄与すると思われるもの
- (2) 各市町は、事業者から受けた当該年度の事故報告について、別紙様式により、翌4月末日までにメールにて、県に報告するものとする。（(1)の報告を含む。）

6 報告の活用等について

県において報告内容を取りまとめ、介護サービスの安全の確保と質の向上を行うための基礎資料として活用する。

なお、当該報告は事業者の事故に対する過失の有無を判断するためのものではない。

（附則）

このマニュアルは、平成25年9月4日から施行し、平成25年10月1日以降に発生した事故から適用する。

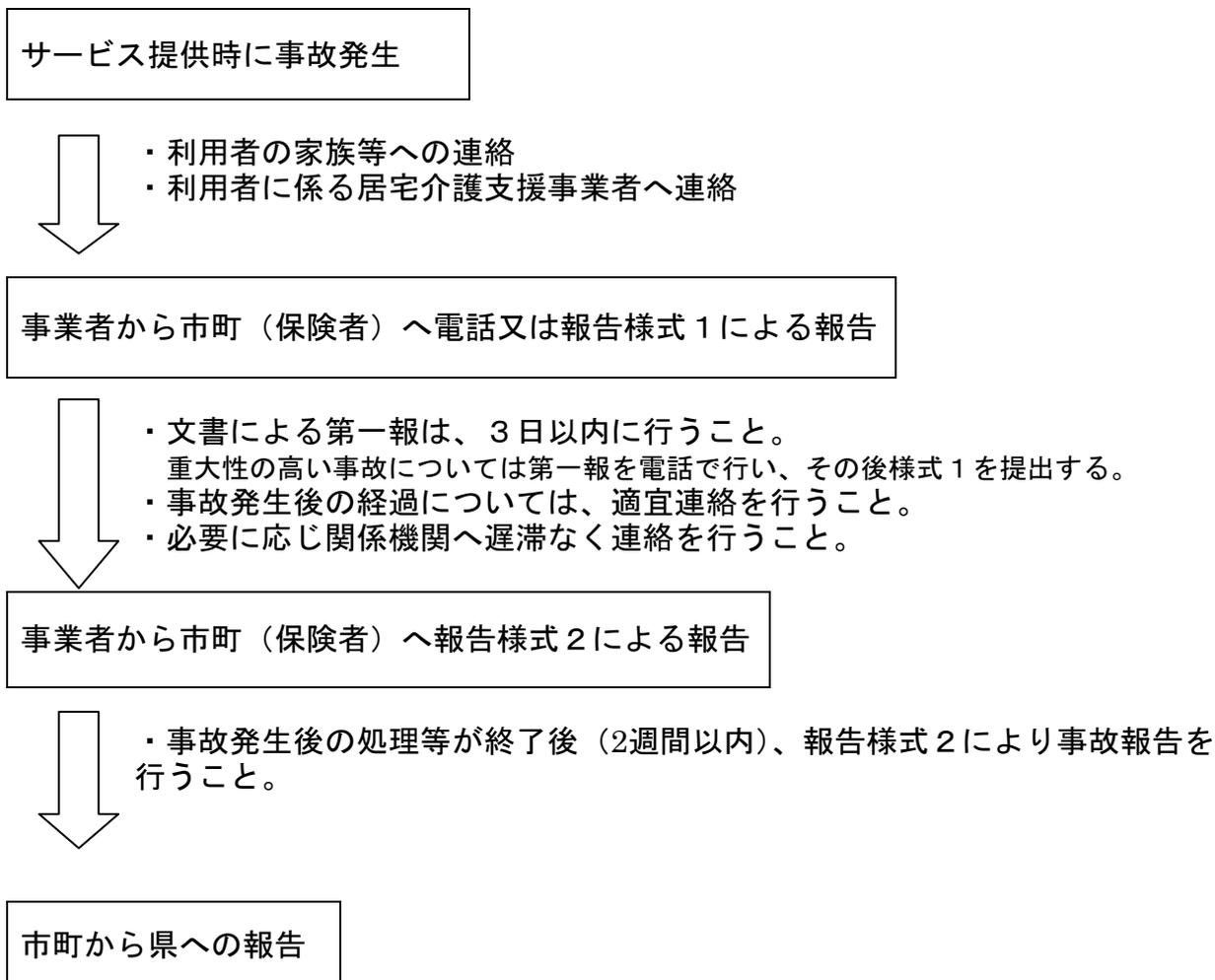
（附則）

このマニュアルは、平成27年2月27日から施行する。

（附則）

このマニュアルは、平成30年11月22日から施行する。

【事故報告のフロー図】



次の事由による事故の場合は、5日以内に県に報告を行う。なお、重大性の高い事故については、事業者から報告があり次第、電話で報告すること。

- ・医療機関への入院又は死亡
- ・身体拘束や虐待が事故の原因と思われるもの
- ・重大な指定基準違反があると思われるもの 等

毎年4月末日までに、各年度の状況報告をメールにて行う。（上記の報告を含む。）

【事業者、市町、県の役割について】

(1) 事業者の役割

「香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成 24 年香川県条例 52 号）」により、利用者等に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないと義務づけられている。

《報告の根拠》

- * 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）
- * 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）
- * 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）
- * 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）
- * 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）
- * 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）
- * 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）
- * 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）
- * 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）
- * **介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）**

(2) 市町の役割

介護保険法により、「文書の提出等」「報告徴収・立入検査」「勧告・公表・改善命令」「指定取消・指定の効力停止」等の権限が以下のように規定されており、事業者から報告のあった介護サービス提供時に発生した事故について、事業者に対して、適切な対応や再発防止策に関して、指導及び助言等を行う。

《介護保険法》

(文書の提出等)

- * 居宅サービス等を行う者に対する文書その他の物件の提出・提示、当該職員への質問・照会（第 23 条）

(報告徴収・立入検査等)

- * 指定居宅サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入調査等（第 76 条）
- * 指定地域密着型サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入調査等（第 78 条の 7）
- * 指定居宅介護支援事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入調査等（第 83 条）

- * 指定介護老人福祉施設開設者等（施設の長、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入調査等（第 90 条）
 - * 介護老人保健施設の開設者等に対する報告徴収・立入調査等（第 100 条）
 - * 指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告徴収・立入調査等（第 112 条(旧法)）
 - * **介護医療院の開設者等に対する報告徴収・立入調査等（第 114 条の 2）**
 - * 指定介護予防サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入調査等（第 115 条の 7）
 - * 指定地域密着型介護予防サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入調査等（第 115 条の 17）
 - * 指定介護予防支援事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入調査等（第 115 条の 27）
- （勧告・公表・改善命令）
- * 指定地域密着型サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令（第 78 条の 9）
 - * **指定居宅介護支援事業者に対する勧告・公表・措置命令（第 83 条の 2）**
 - * 指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令（第 115 条の 18）
 - * 指定介護予防支援事業者に対する勧告・公表・措置命令（第 115 条の 28）
- （指定取消・指定の効力停止）
- * 指定地域密着型サービス事業者の指定取消・指定の効力停止（第 78 条の 10）
 - * **指定居宅介護支援事業者の指定取消・指定の効力停止（第 84 条）**
 - * 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定取消・指定の効力停止（第 115 条の 19）
 - * 指定介護予防支援事業者の指定取消・指定の効力停止（第 115 条の 29）

(3) 県の役割

介護保険法及び老人福祉法により、「文書の提出等」「報告徴収・立入検査」「勧告・公表・改善命令」「指定取消・指定の効力停止」等の権限が以下のように規定されており、事業者に対して、適切な対応や再発防止策に関して、指導及び助言等を行う。（指定地域密着型（**介護予防**）サービス事業者及び**指定居宅介護支援事業者**を除く）

《介護保険法》

（文書の提出等）

* 居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対する、その行った居宅サービス等についての報告、当該居宅サービス等の提供記録、帳簿書類その他の物件の提示、当該職員への質問（第 24 条）

（報告徴収・立入検査等）

* 指定居宅サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入調査等（第 76 条）

* 指定介護老人福祉施設開設者等（施設の長、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入調査等（第 90 条）

* 介護老人保健施設の開設者等に対する報告徴収・立入調査等（第 100 条）

* 指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告徴収・立入調査等（第 112 条(旧法)）

* **介護医療院の開設者等に対する報告徴収・立入調査等（第 114 条の 2）**

* 指定介護予防サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入調査等（第 115 条の 7）

（勧告・公表・改善命令）

- * 指定居宅サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令（第 76 条の 2）
- * 指定介護老人福祉施設の開設者に対する勧告・公表・措置命令（第 91 条の 2）
- * 介護老人保健施設の開設者に対する勧告・公表・措置命令（第 103 条）
- * 指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告・公表・措置命令（第 113 条の 2(旧法)）
- * 介護医療院の開設者に対する勧告・公表・措置命令（第 114 条の 5）
- * 指定介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令（第 115 条の 8）

（指定取消・指定の効力停止）

- * 指定居宅サービス事業者の指定取消・指定の効力停止（第 77 条）
- * 指定介護老人福祉施設の指定取消・指定の効力停止（第 92 条）
- * 介護老人保健施設の許可取消・許可の効力停止（第 104 条）
- * 指定介護療養型医療施設の指定取消・指定の効力停止（第 114 条(旧法)）
- * 介護医療院の許可取消・許可の効力停止（第 114 条の 6）
- * 指定介護予防サービス事業者の指定取消・指定の効力停止（第 115 条の 9）

《老人福祉法》

（報告徴収・立入検査等）

- * 老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者、養護老人ホーム・特別養護老人ホームの施設長等に対する報告徴収・立入検査等（第 18 条）

（指定取消・指定の効力停止）

- * 養護老人ホーム・特別養護老人ホーム設置者に対する事業停止命令・廃止命令・認可取消（第 19 条）

様式1

指定介護サービス事業者 事故報告書 (事業者→市町)

第1報

平成 25年 10月 2日
(発生後3日以内に報告)

香川 市町 あて

法人名 社会福祉法人 長寿社会
事業所(施設)名 長寿社会
責任者名 長寿 一郎 印

1 事業所	サービス種類	介護老人福祉施設		記載者職・氏名	生活相談員 香川 太郎									
	所在地	高松市番町4丁目1番10号		電話番号	(087)832-3268	事業所番号 12345								
2 対象者	氏名・年齢・性別	香川 花子		年齢: 88	性別: 女									
	日常生活自立度等	障害高齢者の日常生活自立度 A		認知症高齢者の日常生活自立度 III		要介護度 2								
	被保険者番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	サービス提供開始日	22年 3月 12日	
	住所	高松市番町4丁目1番10号				保険者名		香川市						
3 事故の概要	発生日時	25年 10月 1日 (火)		4時 30分 頃										
	発生場所	<input checked="" type="checkbox"/> 居室	<input type="checkbox"/> 廊下	<input type="checkbox"/> 食堂等ホール	<input type="checkbox"/> トイレ	<input type="checkbox"/> その他()								
	事故の原因 <small>(複数の場合は最も症状の重いもの)</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 転倒	<input type="checkbox"/> 転落	<input type="checkbox"/> 感染	<input type="checkbox"/> 介護中の負荷	<input type="checkbox"/> 職員の法令違反、不祥事								
	事故の種別 <small>(複数の場合は最も症状の重いもの)</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 骨折(大腿骨)	<input type="checkbox"/> 打撲・捻挫・脱臼	<input type="checkbox"/> 外傷()	<input type="checkbox"/> 職員の法令違反、不祥事									
	発生状況	<input type="checkbox"/> 介護中	<input checked="" type="checkbox"/> 利用者単独時	<input type="checkbox"/> 職員の目視可能	<input type="checkbox"/> その他()									
	事故前の利用者の状況	状況 歩行器使用し歩行していた。ADLは自立していたが、最近歩行時のフラツキがみられていた。既往症に、高血圧、糖尿病、骨粗鬆症があり、円背がみられていた。 対応内容 歩行時のフラツキがみられ始めたため、歩行時の見守りと夜間はナースコールを押してもらいトイレへ付き添っていた。 ケアプランでの対応 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無												
事故の内容	2時 巡回時眠っていた。 4時 居室より物音が聞こえ、訪室。ベッド横で尻もちをついたような体位で転倒しているのを発見。本人が「歩行器を使わずトイレへ行こうとして転んだ。」と言われる。													
4 事故発生時の対応	対処の仕方	4時 発見後すぐに他の職員に連絡し、ベッドに移動。バイタル測定実施(熱36.8℃、脈72、血圧138/70、Spo2 97%)。右大腿部～股関節にかけて痛みの訴え軽度あり。 4時10分 看護職員に電話連絡。患部の安静保持とクーリングの指示あり。 4時40分 看護職員が出勤し状態確認、右股関節の腫脹がみられ、骨折の可能性も大きい。 4時45分 看護職員が医師に連絡し、朝に受診するように指示あり 8時 ○○病院受診する												
	緊急搬送の有無・時間	<input type="checkbox"/> 有(連絡時間 時 分)(搬送時間 時 分) <input checked="" type="checkbox"/> 無												
	治療した医療機関名、住所等	○○病院												
	診断・治療の概要	<input type="checkbox"/> 受診 <input checked="" type="checkbox"/> 入院 レントゲン検査の結果、右大腿骨頸部骨折の診断あり。10月4日手術予定												
連絡済の関係機関	香川市介護保険課													
家族への説明	説明の状況、内容	7時 看護師から長男へ連絡。4時にベッド横で尻もちをついたような体位で転倒しており、骨折の可能性もあるため病院受診する旨伝える。												
	家族の意見、指摘等	ナースコールを押すことを遠慮したのかも知れませんね。												

様式2

指定介護サービス事業者 事故報告書 (事業者→市町)

第2報

平成 25年 10月 6日
(発生後2週間以内に報告)

香川 市町 あて

法人名	長寿社会		
事業所(施設)名	長寿社会		
サービス種別	介護老人福祉施設		
責任者名	長寿 一郎	印	
連絡先	(087)832-3268	所在市町名	香川 市町
記載者職・氏名	生活相談員	香川 太郎	

1 対象者	対象者氏名・年齢	香川 花子	年齢: 88	
	事故発生日・報告日	発生日: 25年 10月 1日	第1報報告日: 25年 10月 2日	
2 事故発生後の対応	利用者の状況 (病状・経過、その他状況)	右大腿骨頸部骨折のため、10月4日骨接合術施行。術後の経過は良好であるが、入院により認知症状が悪化している。		
	家族等の反応	夜間自分でトイレへ行こうとして転倒したようですが、認知症状も悪化していて、転倒さえしなければと悔やまれます。		
	損害賠償等の状況	<input type="checkbox"/> 有→(対応内容を具体的に) () <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 未交渉		
3 再発防止策	検討日時	25年 10月 5日		
	検討会参加の職種・人数	7人	職種 施設長、介護支援専門員、生活相談員、栄養士、看護職員、介護職員、機能訓練指導員	
	原因分析	利用者の行動 (本人要因)	歩行器使用し歩行は自立していたが、最近歩行時のフラツキがみられていた。歩行器を使用していなかった。夜間ナースコールを押してもらい、トイレへ付き添っていたが、職員に遠慮してコールを押さなかったようである。	
		職員の対応 (職員要因)	「トイレへ行く時はコールを押してくれるだろう。」というリスクに対する意識の薄れがあった。	
		設備等 (環境要因)	居室は電気を点けておらず、暗かった。歩行器がベッドから少し離れたところに置いてあった。また、居室からトイレまで、距離があった。	
	利用者個人への対応	対応済みの内容	入院中のため、退院後に対応を実施する。	
		今後対応予定の内容 (実施予定年月日)	トイレに近い居室に変更。本人の状態を考慮し、夜間ポータブルトイレの設置やセンサーマット設置を検討する。排泄パターンを把握し、早めにトイレ誘導の声かけを行う。機能訓練の実施。(退院後に実施予定)	
ケアプランの変更		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> その他(退院後に変更予定)		
事業所全体での対応	対応済みの内容	職員が危険予測ができるように、研修の実施。居室での歩行器の設置場所の確認。		
	今後対応予定の内容 (実施予定年月日)	見守りが必要な入所者の排泄パターンの把握。歩行器歩行されている方の、居室の見直しや環境整備。遠慮なく、職員に声をかけてもらえる環境作りに努める。(平成25年10月30日までに実施予定)		

- 1 介護サービス提供中に事故が発生した場合に、様式1については、事故後発生後3日以内に保険者に提出してください。
- 2 様式2については、詳細な経過及び再発防止への対応改善策等を記載して事故発生後2週間以内に保険者に提出してください。
- 3 記載しきれない場合は、記載欄の幅の変更や任意の別紙に記載し、資料があれば添付してください。

介護サービス情報の公表システム等について

1. 介護サービス情報の公表システムについて

「介護サービス情報の公表」制度とは

利用者自身が介護サービス事業所を比較検討しながら適切に選択できるよう、情報提供のしくみとして導入された制度です。介護保険法により、原則として全ての介護サービス事業所・施設には、サービス内容や運営状況など利用者の選択に資する情報を公開することが義務付けられています。

○事業所にとってのメリット

- ① 公表を前提として、毎年継続的に自らのサービス提供の状況を利用者の視点でチェックすることができます。
- ② 公表されている情報と、実際のサービス提供が常に比較されますから、「利用者の視点」が、より強く意識されることになります。
- ③ 公表されている情報について、経営者、管理者、介護従事者はもとより、利用者や家族、及び外部の関係者とも情報を共有することができます。
- ④ 自分たちの取り組み状況を他の事業者の取り組み状況と比較することができ、サービスの改善につながられます。
- ⑤ 運営主体が都道府県であり、公正・公平な条件のもとでの事業所のPRが可能です。

○ケアマネジャーにとってのメリット

- ① 事業所の比較検討を行うのに必要な客観性の高い情報を収集することができます。
- ② 利用者と同じ情報を共有できるので、より利用者のニーズに沿ったケアプランの作成を支援することができます。
- ③ ケアマネジャーはケアプランを作成するだけでなく、事業所のサービスの質に関してもしっかりと管理していく責任があります。事業所の情報を利用者と共有することで、サービスの質について管理することができます。
- ④ ケアマネジメントの過程で利用者と事業者の間で何か問題が発生した場合、利用者とは共有できる客観的な情報をもとに説明することができます。

平成31年4月上旬に、平成30年度のデータの確定作業を行いますので、データ変更の必要がある事業所は、平成31年3月31日（日）までに事業所情報を入力し、「提出する」をクリックしてください。

平成31年度の本システムへの情報の入力については別途通知しますので、各事業者においては同報メール等を確認していただき、通知が届き次第必ず入力するようにしてください。

なお、介護サービス情報の公表制度については介護保険法第115条の35第1項により、介護サービス事業者は「介護サービス情報」を知事に報告することが義務付けされており、これに従わない場合は、指定の取消しを含めた行政処分の対象となりうることを申し添えます。

2. 介護保険電子メール同報配信システムについて

介護保険等に関する香川県からの情報は、原則、介護保険電子メール同報配信システム（以

下「同報メール」という。)で行い、個別に郵送することはありませんので、必ず事業所ごとにメールアドレスの登録をお願いします。

なお、メールの中には特定のサービスに限って配信することもありますので、同一法人で複数のサービス事業所がある場合であっても、必ずサービスごとに登録をお願いいたします。

3. 変更届

(1) 変更届の提出が必要な事項

次の項目について変更があるときは、原則 10 日以内に変更届出書を提出してください。

- ① 事業所(施設)の名称
- ② 事業所(施設)の所在地
- ③ 主たる事務所の所在地
- ④ 代表者(開設者)の氏名、生年月日、住所及び職名

※⑤登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)

- ⑥ 事業所(施設)の建物の構造、専用区画等
- ⑦ 備品(訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業に限る。)
- ⑧ 事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所(介護老人保健施設を除く。)
- ⑨ サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- ⑩ 運営規程
- ⑪ 協力医療機関又は協力歯科医療機関
- ⑫ 事業所の種別
- ⑬ 提供する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の種類
- ⑭ 事業実施形態(本体施設が特別養護老人ホームの場合の単独型・空床利用型・併設型の別)
- ⑮ 入院患者又は入所者の定員
- ⑯ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制
- ⑰ 福祉用具の保管・消毒方法(委託している場合にあっては、委託先の状況)
- ⑱ 併設施設の状況等
- ⑲ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

※⑤は該当事業実施の根拠を定める条項に変更があるときに限り届出を要することに注意。

必要な例) 実施事業が増えたため、当該事業について定める条項が第2条第1項第5号から第2条第1項第6号へと変更になった。

不要な例) 社会福祉法の改正により定款に定める理事会に関する事項について変更した。

(2) 提出書類

- ① 変更届出書(第3号様式)
- ② その他必要な添付書類

※(変更届(第3号様式)添付書類一覧)を参照してください。

各種様式等掲載場所「かがわ介護保険情報ネット」

旧 HP アドレス

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/kaigo/jigyosya/youshiki/youshikisyuu.html>

新 HP アドレス

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/choju/jigyosya/youshiki/index.shtml>

介護サービス事業所 管理者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
(公印省略)

平成30年度「介護サービス情報の公表」制度の基本情報
及び運営情報の報告について（通知）

日頃から本県の介護保険行政に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標題のことにつきましては、別添のとおり平成30年度「介護サービス情報の公表」制度にかかる報告・調査・情報公表計画を策定し、本年度の制度を運用することとしましたので、下記により9月28日（金）までに入力をお願いします。

なお、標題の報告については、※介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35の規定に基づくものです。

記

1 情報の報告

(1) 事業所においては、WEB上の「介護サービス情報報告システム」により報告するものであるが、報告システムには、別紙のページからログインすることができる。

(2) 報告システムを利用する際には、ID及びパスワードが必要となる。これらについては、既に事業所あてに配付済みである。

① IDは事業所番号とする。

② パスワードについては、初期パスワードとして配付しており、事業所において、直ちにパスワードを変更すること。

③ ID及びパスワードについては、事業所において厳重に管理すること。

(3) 入力方法については、上記1(1)で示しているページにある「介護サービス情報報告システム 事業所向け操作マニュアル」等を確認の上、入力すること。

なお、平成30年度中にパスワードを配付した事業所については、基本情報のみ入力するよう設定している。

(4) 提出する手順は以下の通りである。

① 調査票メニューの「記入メニュー」ボタンをクリックする。

② 「提出までの流れ」にある、「提出する」ボタンをクリックする。なお、入力必須の調査表が未記入の場合、「提出する」ボタンがクリックできない。

③ 提出確認画面が表示され、「提出する」ボタンをクリックし、提出完了。

④ 「登録状況確認」の状況欄等が「提出済」となっていることを確認すること。

- (5) 報告内容に不備がある場合は、報告内容を差戻ししている場合がある。この場合、「介護サービス情報報告システム」の調査票メニューの「記入メニュー」ボタンをクリックし、「登録状況確認」の状況欄が「差戻し」と表示されている。差戻し内容を訂正し再提出すること。

2 公表事務

県において、報告を受けた内容を受理後、「香川県介護サービス情報公表システム」において公表する。

記入漏れ等がない場合は、報告内容がそのまま公表されることから、事業所において正確に入力すること。

なお、記載内容に変更があった際は、適宜変更すること。(ただし、運営情報については、事業所において公表後の修正が行えない仕様となっているため、修正が必要な場合は、下記の問い合わせ先まで連絡すること。)

※ 介護保険法第 115 条の 35

第百十五条の三十五 介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報（介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

(中略)

- 4 都道府県知事は、介護サービス事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

(中略)

- 6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

【問い合わせ先】

香川県健康福祉部長寿社会対策課
在宅サービスグループ
担当 山田、板本
電話 087-832-3269
FAX 087-806-0206

地域密着型通所介護事業所向け留意事項

- ① ログイン画面での「サービス名」については、「780 地域密着型通所介護」を選択して下さい。
(平成28年3月31日までに指定を受けた通所介護事業所のうち、平成28年4月1日をもって地域密着型通所介護事業所に移行した事業所を含む。)
- ② 上記の下線部に該当する事業所において、ログイン後表示される「サービス名称」が「地域密着型通所介護」となっていることを確認して下さい。また、介護予防通所介護を一体的に運営している事業所については、地域密着型通所介護のみの報告となります。

介護サービス情報の公表システム

(介護サービス事業者入力ページ)

従来 HP <http://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/kaigo/>

※今後、新 HP に移行の予定です



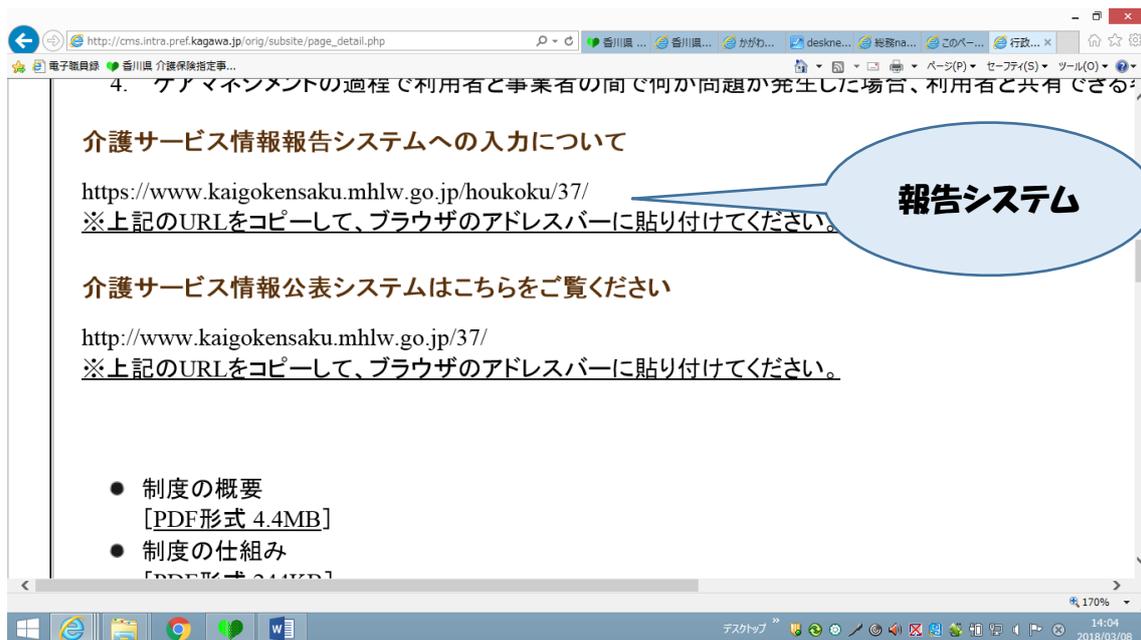
新 HP <http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/choju/index.shtml>



介護サービス情報報告システム



画面をスクロールする



従来のようにリンクしていないため、URL をコピーしアドレス検索後はお気に入りやブックマークに登録しご利用ください

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/37/>

検索すると

報告システムに移動する

ID、パスワードを入力し、サービスを選択してログイン 情報記入し報告（提出）する

The screenshot shows a web browser window with the URL <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkai>. The page title is "介護サービス情報報告システム | 香川県" (Care Service Information Reporting System | Ibaraki Prefecture). The main content area contains a login form with the following fields:

- ID (半角英数字) - Input field
- パスワード (半角英数字) - Password input field
- サービス名 - Dropdown menu with the option "介護サービスコードを選択して下さい" (Please select a care service code)

Below the form, there is a note: "※ 予防サービスのみ単独で報告対象となっている事業所の場合も、「サービス名」は同種の介護サービスを選択してログインしてください。" (Note: Even for facilities where only preventive services are reportable, please select the same type of care service for login.)

A green "ログイン" (Login) button is positioned below the form. At the bottom of the page, there is a copyright notice: "Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved." and a "このページのトップへ" (Back to top of this page) link.

The Windows taskbar at the bottom shows the system tray with the date and time: "14:09 2018/03/08".

報告（提出）後、受理、公表されると介護サービス情報報告システムにアップされます（更新されます）

介護サービス情報の公表システム

(利用者向けページ)

従来 HP <http://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/kaigo/>

※今後、新 HP に移行の予定です



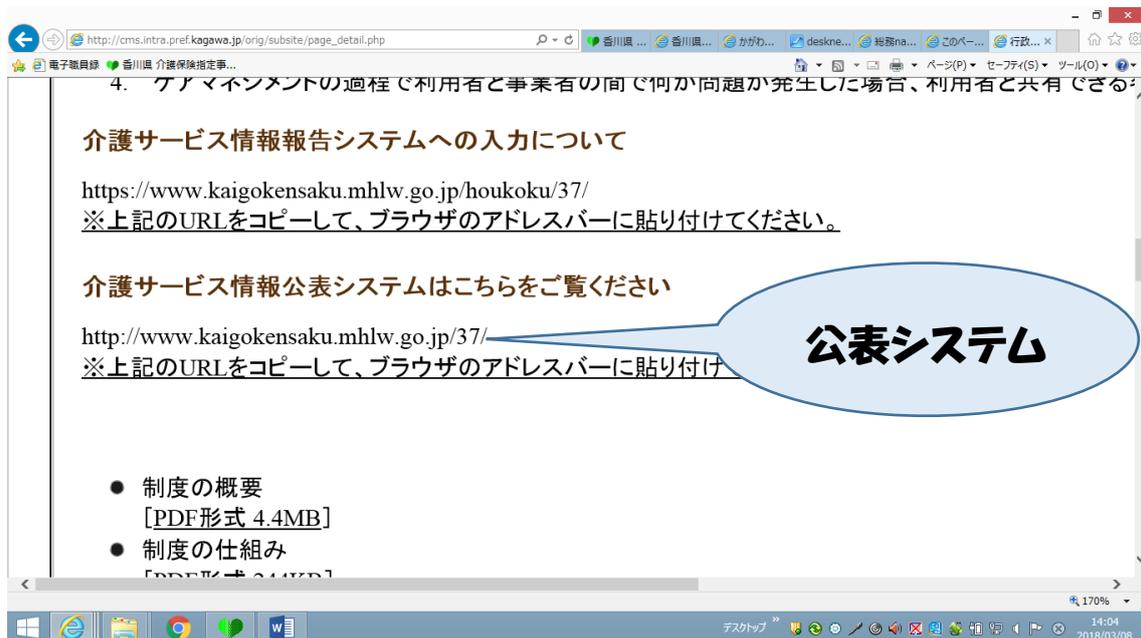
新 HP <http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/choju/index.shtml>



介護サービス情報報告システム



画面をスクロールする



従来のようにリンクしていないため、URL をコピーしアドレス検索後はお気に入りやブックマークに登録しご活用ください

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/37/>

検索すると

公表システムに移動する

介護サービス情報公表システム



※ 今年度、介護事業所・生活関連情報検索は ※
 サービス付き高齢者向け住宅情報システムとの連携
 医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度との
 リンクが実施されました

検索画面に移動

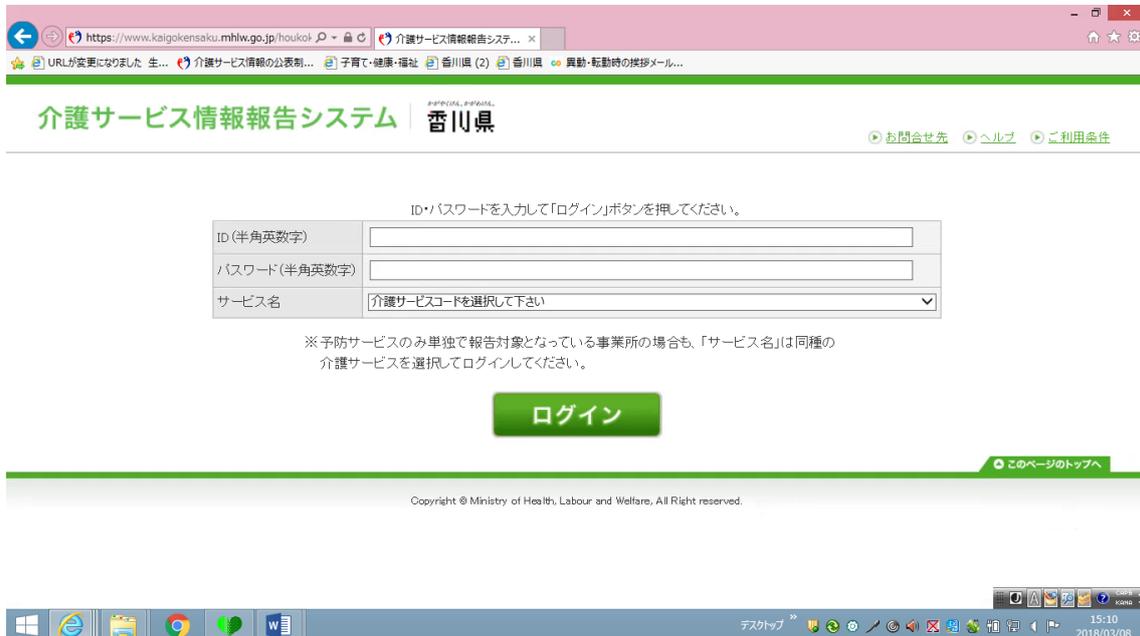


知りたい情報を条件に合わせて検索できます

また、
報告システム（事業所入力ページ）に入りたいときは
画面、右下に注目



クリックすると、報告システム入口にリンクします



介護サービス情報の公表制度の現状把握及び今後の利活用方策に関する検討会（報告書概要） H26.3 参考

○ 本検討会の目的
 介護サービス情報の公表制度（以下、「情報公表制度」という。）の現状と課題を把握するとともに、2025年を目途とした地域包括ケアシステム構築へ向けた取組の推進に向けて、今後の情報公表制度の利活用方策について検討を行う。

1. 地域包括ケアシステム構築に向けた施策との連動

○ 地域包括ケアシステムの実現を情報提供の面から推進するため、介護サービスとともに、その他の多様な地域資源の情報とを一元化し、介護サービス情報公表システムを活用して、地域包括ケアシステムに関連する情報を一体的に発信すべき

2. 利用者のサービス選択に向けた取組の推進

○ 本制度がより利用者の介護サービス選択を支援できる制度となるため、前回の制度改正で都道府県の載量で公表を行うことのできる情報が追加されたことや、関連する他施策の動向等を踏まえ、利用者のサービス選択を支援する情報の充実や提供方法の改善を図るべき

※その他、提供されるサービスの透明性確保の観点から、情報公表制度を活用して法定外の宿泊サービスの情報を公表

3. 情報公表制度の利活用を促進

○ 国民の求める情報や介護等が必要となる利用者層は、時代とともに変化し入れ替わっていくことを踏まえ、現役世代を含めた制度の継続的な普及・啓発と情報公表システムの定期的な見直しを行っていくべき

これらの方向性に沿った見直しを実施することで、

⇒地域包括ケアシステムに関連する地域資源を一元的に映し出しながら情報提供
 ⇒事業所の情報発信機能を強化するとともにサービス選択に資する情報を充実させることで、国民の適切なサービスの選択を促進

方向性

○ 高齢者の総合相談から介護サービス等の利用の起点となる地域包括支援センターの情報を追加
 ○ 高齢者の在宅生活を支える生活支援や社会参加に関する情報を追加

方向性

○ 利用者のための情報の「見える化」の支援
 ・サービス選択を支援する機能の充実（事業所の特徴の充実、比較・検討するための情報提供方法の改善等）
 ・従業者に関する情報提供の円滑な実施
 ・キャリアアゲ位等、事業所の主体的な取組に関する情報の充実

方向性

○ 継続的な普及・啓発の推進
 ・サービス利用手続の中で行う効果的な普及・啓発
 ・病院待合室や市役所窓口等で行う高齢世代になる前からの普及・啓発
 ・地域包括支援センターにおける情報公表システムの利用支援
 ○ 時代のニーズに応じたシステムの構築
 ・情報の見せ方・可視化の工夫
 （情報の入口（概要情報）の工夫、スマートフォンを活用、画像・グラフ・チャートの活用等）

今後の介護サービス情報公表制度の活用の方角性

参考

地域包括ケアシステム構築に向けた 施策との連動

- 高齢者の総合相談から介護サービス等の利用の起点となる地域包括支援センターの情報を追加
- 高齢者の在宅生活を支える生活支援や社会参加に関する情報を追加

利用者のサービス選択支援に向けた 取組の推進

- 利用者のための情報の「見える化」の支援
 - ・ サービス選択を支援する機能の充実
 - ・ 従業者に関する情報提供の円滑な実施
 - ・ キャリアアゲ位等、事業所の主体的な取組に関する情報の充実

情報公表制度の利活用を促進

- 時代とともに介護等が必要とする世代は入れ替わっていくことから、
- 現役世代を含めた継続的な普及・啓発の推進
 - 時代のニーズに対応したシステムとなるよう定期的に改善

地域包括ケアシステムに関する地域資源を一元的に映し出しながら情報提供

⇒ 事業所の情報発信機能を強化するとともにサービス選択に資する情報を充実させることで、国民の適切なサービスの選択を促進

(制度の主な利用者)

国民

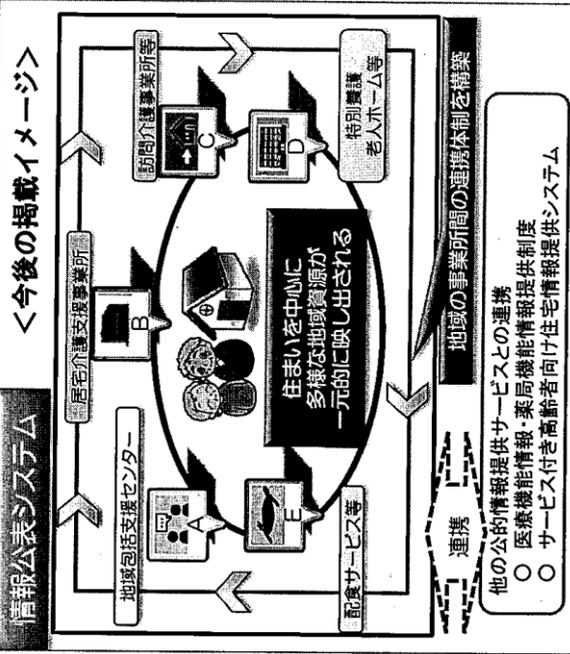
介護サービス
事業所・施設

地域包括支援
センター・
介護支援専門員

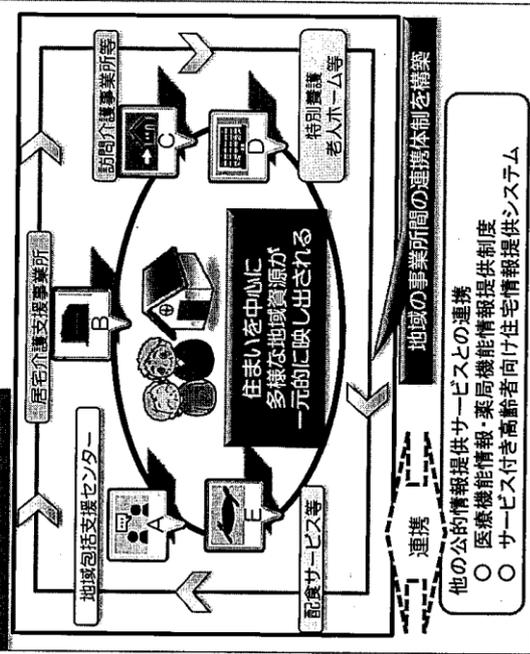
自治体

<見直しにより目指す効果>

- 介護サービス以外の地域資源に関する情報の充実により、住み慣れた地域で在宅生活を続けるために必要な情報を一体的に取得・活用
- 比較・検討するための情報の充実等を通じて、より自分にとって適切なサービスを選択
- 事業所の運営理念やサービス提供に向けた独自の取組等の情報発信機能を積極的に活用し、利用者のサービス選択を支援
- 従業者に関する情報発信に主体的に取り組むことにより、雇用管理の取組を促進。サービスの質の向上と人材確保にも寄与
- 多様な主体が提供する生活支援等のサービスが一元的に把握できるため、総合相談やケアマネジメンタ等で活用
- 多様な地域資源の整備状況を「見える化」し、一体的に把握できるため、地域包括ケアシステムの構築へ向けた取組をさらに推進するとともに、地域の事業所間の連携体制を構築



<今後の掲載イメージ>



各介護保険指定事業者 様

香川県長寿社会対策課
在宅サービスグループ

介護保険電子メール同報配信システムに係る
メールアドレスの登録について

平素は、本県高齢者福祉行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県においては、即時に情報を伝達し、事務の簡素化を図るため、メールアドレスを登録した事業所に対して、「介護保険電子メール同報配信システム」にて電子メールを活用した介護保険等に関する情報提供や説明会の開催案内等を配信しております。

つきましては、同システム趣旨をご理解のうえ、メールアドレスを登録いただきますよう、よろしく申し上げます。なお、今後県からの連絡は同システムのみとなります。（郵送等による通知は原則行いません。）また、登録のできない場合は別途対応いたしますので下記連絡先まで連絡してください。

記

1. 登録・登録解除方法等

登録、登録解除は「かがわ介護保険情報ネット」にて行います。

かがわ介護保険情報ネット：<http://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/kaigo/>

登録・解除画面：<https://www.kagawa-kaigo-douhou.jp/entry/>

2. 注意事項

- ・メールアドレスの登録は事業所番号のある各事業所毎に3つ以内とします。
- ・事業所等からの県長寿社会対策課への質問等は、本システムにより配信された電子メールに返信せず、従来どおり電話、FAXによりお願いします。

3. 連絡先

香川県長寿社会対策課 在宅サービスグループ 山田・板本

TEL :087-832-3269 FAX:087-806-0206

介護保険同報配信メールアドレス登録

(同報システムメンバー登録)

従来 HP <http://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/kaigo/>

※今後、新 HP に移行の予定です

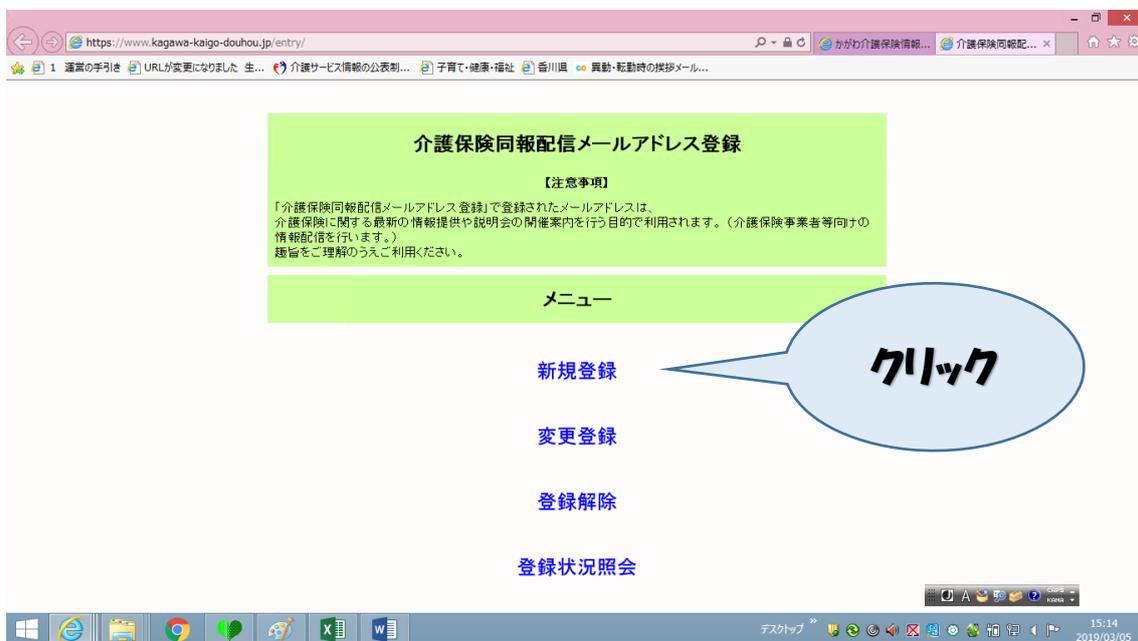


新 HP <http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/choju/index.shtml>



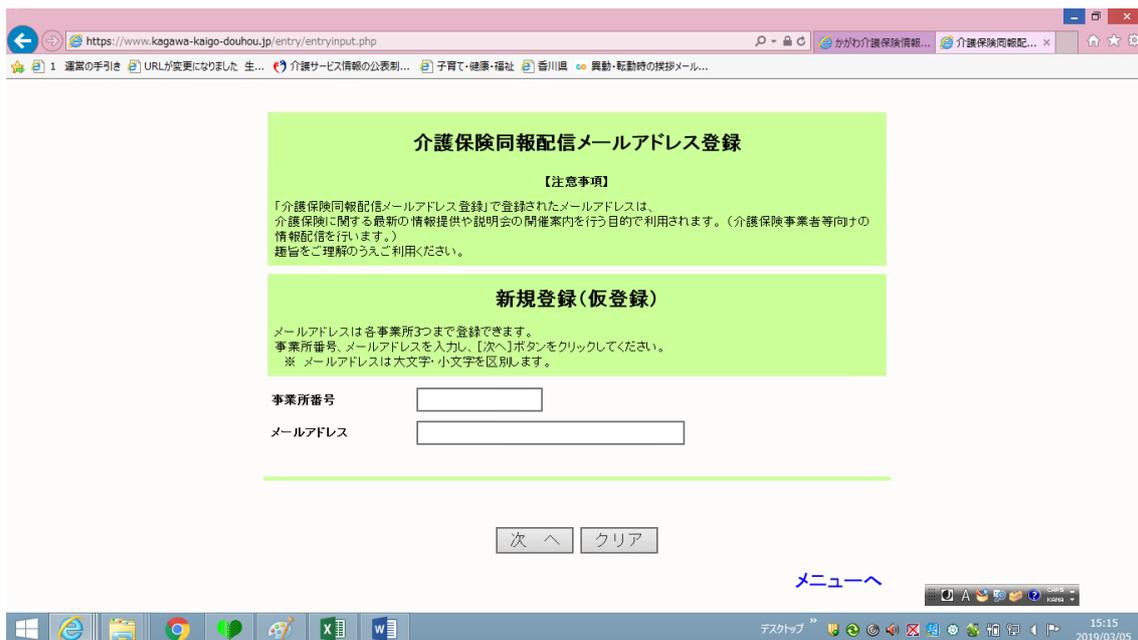
メールアドレス登録（同報システムメンバー登録）新規登録クリック

<https://www.kagawa-kaigo-douhou.jp/entry/>



メールアドレス登録画面

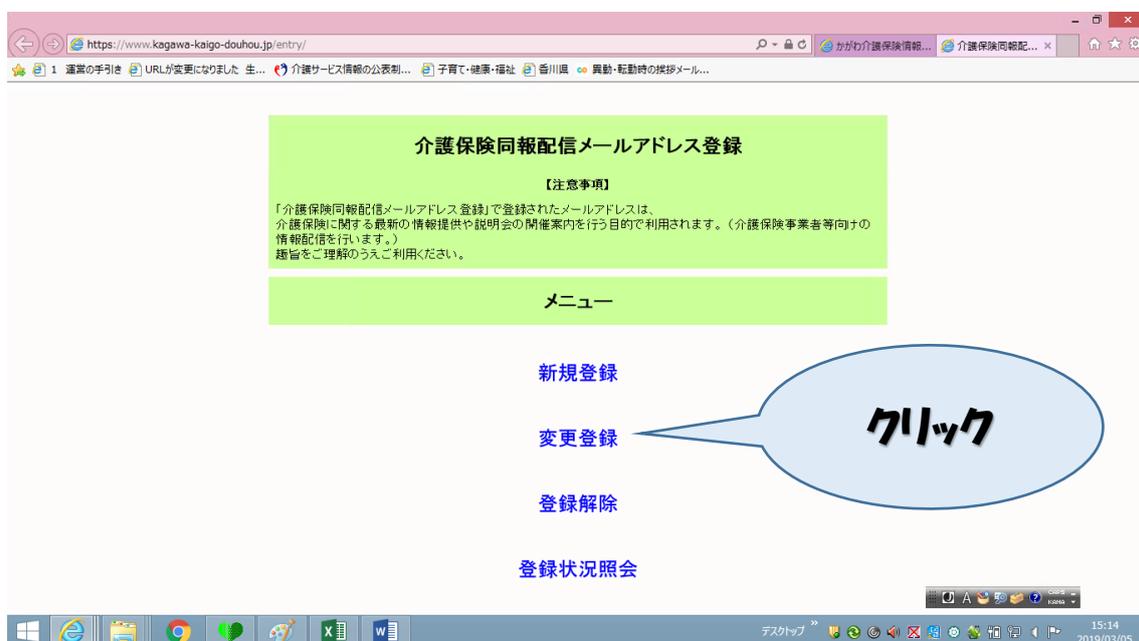
<https://www.kagawa-kaigo-douhou.jp/entry/entryinput.php>



メールアドレスは各事業所3つまで登録できます

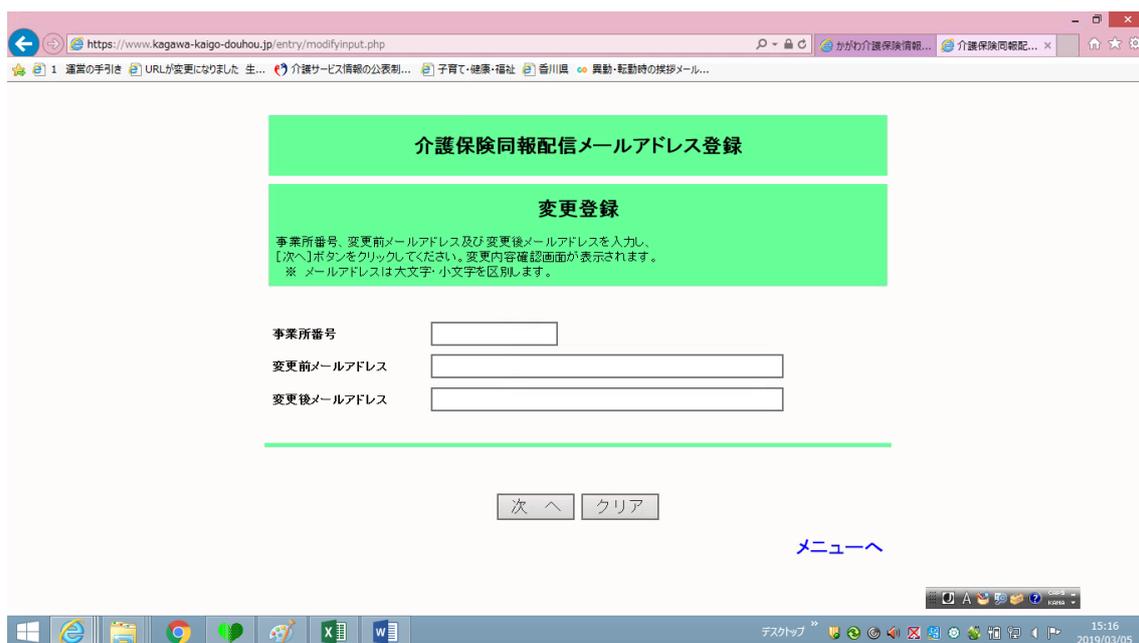
メールアドレス変更したい時

メールアドレス登録（同報システムメンバー登録）変更登録クリック



メールアドレス変更登録画面

<https://www.kagawa-kaigo-douhou.jp/entry/modifyinput.php>



介護サービス事業所・施設の指定（指定更新）申請手続について

香 川 県
(平成30年 10 月)

1 事業の開設に当たって

- 介護保険制度における指定事業者は、法令の規定に沿った適正な事業運営が求められるため、事業開始に当たっては、関係法令・通知等の内容を十分に理解していただくことが重要です。十分に基準を理解した上で、全体の事業計画を検討してください。
- 人員、設備及び運営に関する基準は、国の省令、通知等で定められており、かがわ介護保険情報ネット、又は厚生労働省のホームページ等で閲覧が可能です。
- なお、高松市内に所在地を置く事業所については、高松市が指定権者となりますので、高松市介護保険課（電話 087-839-2326）にご相談ください。

2 指定日等について

- 事業所・施設の指定は、月2回、毎月1日、又は15日付けの指定となります。
- 申請書の提出期限は、指定を受ける日の1ヶ月前が提出期限となります。
- 申請書に不備等があった場合や提出期限までに補正が完了していないものは、受付できませんので、日程に余裕をもって早めに相談・申請してください。

3 申請について

指定申請や更新申請に必要な書類は、サービス毎に異なります。

- 担当窓口 香川県長寿社会対策課施設サービスグループ（施設系）・在宅サービスグループ（居宅系）
（香川県庁本館17階）
- 受付（相談）時間 午前 9:00～12:00、午後 1:00～5:00
電話 087-832-3266（施設系）、087-832-3269、3274（居宅系）
FAX 087-806-0206
- 申請・届出に必要な書類等は、かがわ介護保険情報ネット（事業者支援情報）
<http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/choju/jigyosya/index.shtml> に掲載しています。

4 申請時の留意点について

- 人員、設備基準等について
申請書類の提出時点で、指定時には、厚生労働省令で定める人員基準・設備基準等を満たしていることが確実と見込まれる必要があります。
（厚生労働省令で定める人員基準・設備基準等は、かがわ介護保険情報ネットに掲載しています。）
- 開設するサービス、種類、規模によっては、都市計画法、建築基準法、消防法などの届出等が必要になる場合があります。事前に関係部署に相談してください。
- 開設に当たり、建物の建築又は改修等の工事を伴う場合には、施設の設計図面等により、事前相談を行い、設備基準に合致しているか確認してから着工してください。
- 申請に当たっては、定款の変更や法人登記、従業員との雇用契約書や資格証など、多くの書類が必要となります。新規申請書類確認票に沿って点検・確認の上、申請書を作成してください。
（掲載場所：かがわ介護保険情報ネット「事業者支援情報」－「指定・届出」－「様式集」－「申請書類確認票」）

5 事前協議について

次の指定居宅サービス等の指定を受けようとする事業者は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に適合するかどうか、あらかじめ知事に協議する必要があります。

- 事前協議手続きの対象となる居宅サービス等
通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、
特定施設入居者生活介護（全て介護予防を含む）
- 根拠：指定居宅サービス事業者等の指定に係る事前協議手続要領
- 協議期間 事業所を開設する住所地の市町にも情報提供するため、約30日を要します。

6 指定更新申請について

- 指定の効力には、有効期間（6年）が設けられています。有効期間が満了するまでに更新の申請を行う必要があります。
- 更新の申請が必要な事業所・施設は、かがわ介護保険情報ネットに情報を掲載します。また、期限が近づいているにもかかわらず、更新申請がない事業者には、長寿社会対策課から連絡しますが、できるだけ自主的に手続きしてください。
- 更新申請に当たっては、指定更新申請書（添付書類が必要）を提出することになります。

7 審査手数料について

- 次の申請には、審査手数料が必要です。
 - ・ 指定申請…新たに介護サービス事業所等の指定を受けようとするとき
 - ・ 変更申請…既に行っている介護サービス事業所の事業等の内容を変更(※)しようとするとき
(※介護老人保健施設の変更許可申請、指定介護療養型医療施設の定員変更申請及び特定施設入居者生活介護の定員変更申請の場合)
 - ・ 更新申請…介護サービス事業所等を開設してから6年間の有効期間を更新しようとするとき
- 審査手数料の金額
 - ・ 審査手数料の金額は、介護保険サービスの種類や審査を受けようとする内容により異なります。
 - ・ それぞれの審査手数料の金額は、次のとおりです。

介護保険サービスの種類	申請の区分と審査手数料額		
	指定（許可）申請	変更申請	更新申請
指定居宅サービス事業所	20,000円	10,000円※1	10,000円
指定介護予防サービス事業所	10,000円		10,000円
指定介護老人福祉施設	43,000円		33,000円
指定介護療養型医療施設	43,000円※2	33,000円	33,000円
介護老人保健施設	63,000円	33,000円	33,000円
介護医療院	63,000円	33,000円	33,000円

※1 特定施設生活入居者介護について、利用定員を増加しようとするときは変更申請が必要。

※2 指定介護療養型医療施設の新設は認めていない。

- 審査手数料の納付方法等
 - ・ 審査手数料は、香川県収入証紙を指定申請書（又は指定変更申請書、指定更新申請書）に貼付して納付してください。
なお、指定等申請の場合は、香川県規則等に定められた書類を添付する必要があります。これらの書類が整わない場合は申請書の受け付けは行いませんので、必要書類の全てを整えた上で、事前に書類等に不備がないか、各担当窓口で確認してから、香川県収入証紙を購入し、所定の箇所に貼付するようにしてください。
- その他の注意事項
 - ・ この手数料は、審査に対する手数料です。申請の内容によっては、指定や更新を行わないことがあります。

8 指定後の留意点について

次のような場合は速やかに変更届や体制届等の提出が必要となります。

項目	内容	届出期日等	
変更届 再開届	管理者、サービス提供責任者、介護支援専門員等、変更届出事項に変更があった場合	変更後 10 日以内	
体制に関する届(加算関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護給付費に係る体制に変更（減算となる場合も含む）があった場合。 ・ 加算に係る要件を満たさなくなった場合も速やかに加算を廃止する旨届け出てください。 	加算	居宅系～毎月 15 日までは翌月、16 日以降は翌々月から算定 施設系(オートバイ・特定含む)～届出日の翌月から算定
		減算(※)	速やかに提出（事実の発生日が適用年月日）
廃止届 辞退届 休止届	廃止・辞退や休止の場合	1 月前まで	

※ 加算等が算定されなくなる状況や人員基準の欠如等により減算となる状況が生じた場合は、速やかに届け出る必要があります。

(参考)

注意すべき用語

「指定基準にある用語の定義」

1 「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本）に達していることをいいます。

同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものは、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たします。

（例）

○ 同一の事業者によって指定訪問介護事業所と指定通所介護事業所が併設されている場合に、指定訪問介護事業所の管理者と指定通所介護事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間が所定の時間に達していれば常勤要件を満たしていることとなります。

2 「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法です。

当該事業所の従業者の勤務延時間数

◎常勤換算 ⇒ $\frac{\text{当該事業所の従業者の勤務延時間数}}{\text{当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本）}}$

3 「勤務延時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む）として明確に位置付けられている時間の合計数です。なお、従業者一人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とします。

4 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。

基準違反等について

次のような場合、法令・基準違反等にあたります。

1 従業者等の人員基準を満たしていないにもかかわらず、名義借り等によって厚生労働省令等で定める基準の資格を持った者と雇用契約等を行ったようにし、基準上の員数を満たしているとして申請や事業を行った場合など。（なお、このような場合は、名義を貸した者も処分されることがあります。）

（例）

○ 雇用する予定の無い介護支援専門員や看護師等を雇用するようにして申請し、申請後、別の者を雇用するなど、申請とは異なる従業者により指定を受けたり、雇用しないまま事業を行った場合。

○ 常勤・専従で配置すべき管理者が配置されていない場合。

2 施設や設備について、申請用途（事務所や事業所）として使用しないものを、使用するとして申請を行った場合など。

（例）

○ 実際は、申請場所が住宅として利用されており、申請用途（事務所や事業所）としての利用が不相当であったり、申請とは別の場所で事業を行っている場合。

3 申請者（「法人の役員等や事業所の管理者」を含む）が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であったり、過去5年以内に居宅サービス等に関し、不正な行為をした者であるときなど、介護保険法に定める指定申請や更新申請の欠格事由に該当するにもかかわらず、該当しないとして誓約し、申請した場合。

4 このほか、介護保険法第 77 条の規定により指定の取消し等の事由に該当する場合などは、指定が取消しとなる場合があります。

※（例）は、一例として記載しているもので、これら以外でも基準違反と判断する場合があります。

※申請後、止むを得ず申請事項と相違が生じた場合には、指定前においても、速やかに申請窓口にご相談する必要があります。

指定申請について

Q1 居宅サービスと介護予防サービスの指定申請を同時に行う場合に、申請書類は別々に作成する必要がありますか。

A1 居宅サービスと介護予防サービスで同じ申請書でできますが、添付書類は共通のものと別々のものがあります。

Q2 申請書を提出する時点では、備品類が全て揃っていないのですが、申請できますか。

A2 原則、申請時には、全ての備品類を設置する必要がありますが、現地調査までに納品が確実と見込まれるのであれば受付が可能な場合もあります。詳しくは担当窓口で相談してください。

Q3 従業員は、申請書を提出する時点で、全て雇用し、業務に従事している必要がありますか。

A3 申請時点では、従事予定の全ての従業員との雇用契約書（従事場所、職務及び雇用期間が明記されたもの）、又は、雇用予定契約書等が必要です。

必ずしも、雇用開始している必要はありませんが、指定日には、全ての従業員が従事していなければなりません。

Q4 申請書提出後、従事予定の者が不慮の事故等により勤務することができなくなった場合は、どのようにすればよいですか。

A4 速やかに、人員基準を満たすように、後任を雇用してください。（担当窓口にご相談ください。）

（意図的に相談等なく指定を受けた場合は、虚偽の申請として取消処分の対象となる場合があります。）

Q5 申請書が受理された場合は、間違いなく指定となるのですか。

A5 申請書の受理は、書類上の不備など形式的な要件を確認したにすぎません。

受理後、正式な審査を行い、内容の確認や補正等をお願いすることがあります。また、審査の結果、基準を満たしていないことが確認された場合は、指定されないことがあります。

Q6 審査手数料について、申請書を作成し提出する際には、証紙を購入し貼付しておく必要がありますか。

A6 指定申請に必要な書類を全て整えた上で、事前に書類等に不備がないか担当窓口で確認してから香川県収入証紙を購入し、所定の箇所に貼付してください。（窓口での確認前に証紙を貼っていても、申請書が受理できない場合があります。）

指定更新申請について

Q1 指定の有効期間の満了日（更新期限）は、いつになりますか。

A1 指定の有効期間は、指定を受けた日から6年間です。有効期間が満了するまでに更新手続きをしてください。

（例）例えば、平成19年2月1日が指定日の場合は、平成25年1月31日までが有効期間です。

Q2 更新の申請は、有効期間の満了日までに行う必要がありますか。

A2 有効期間の満了日まで指定の更新が行われないと、指定の効力が失われます。1ヶ月前までには更新手続きをしてください。

なお、更新の期限は、香川県においても把握しており、かがわ介護保険情報ネットに事前に更新申請についての情報を掲載し、期限が迫った場合、案内通知を行っていますが、できるだけ自主的に更新手続きをお願いします。

Q3 更新申請時に、人員基準を満たしていない場合はどうなりますか。

A3 人員基準や設備基準を満たしていない場合は、更新を受けることはできません。

また、指導に従わず、基準違反の状態を継続して事業を運営している場合には、処分の対象となることがあります。

Q4 現在休止中ですが、更新を受けることができますか。

A4 休止中の場合には更新を受けることができません。

更新期限までに再開した上で更新の手続きを行うか、又は廃止の手続きを行ってください。

指定更新申請手続きについて

1. 指定更新手続きの概要

平成18年4月の介護保険制度改正により、事業者の指定は、6年ごとに更新を受けなければ効力を失うこととされました。そのため、指定事業所として引き続きサービス提供を行う場合は、指定有効期間満了日までに指定の更新を受ける必要があります。

指定更新手続きは、指定更新申請書に指定更新手数料の額に相当する県証紙と必要書類を添えて、香川県健康福祉部長寿社会対策課へ提出してください。

2. 対象となる事業所

県が指定している介護保険事業所（みなし指定の事業所を除く）

※介護予防サービスについては居宅サービスと同様の要件となっています。

以後、介護予防サービスの説明については、特に記載がない場合、居宅サービスの同じサービスを参照してください。（例：介護予防訪問看護の場合は訪問看護を参照してください。）

「かがわ介護保険情報ネット」に更新対象事業所を掲載していますので、ご確認ください。

<http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/choju/shiteikoushin/index.shtml>

【対象とならない事業所】

- ・保険医療機関が行う居宅療養管理指導、訪問看護（訪問看護ステーションを除く）、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション※ただし、指定を不要とする旨の別段の申出の後に、申請により指定事業所となったサービス事業所については対象となります。
- ・保険薬局が行う居宅療養管理指導
- ・介護老人保健施設が行う短期入所療養介護、通所リハビリテーション
- ・介護療養型医療施設が行う短期入所療養介護
- ・介護医療院が行う短期入所療養介護、通所リハビリテーション
- ・医療療養病床を有する病院又は診療所が行う短期入所療養介護
- ・休止中の事業所（再開しない場合は指定の効力を失います。）

平成21年より前に通所リハビリテーション（予防含む）を開始した事業所については、手数料は必要ありませんが、更新書類を提出していただく必要があります。

3. 提出書類

- (1) 更新申請書類確認票
- (2) 指定更新申請書（第1号様式の2）
- (3) 各サービスごとの付表及びその別添「指定（許可）更新申請に係る添付書類一覧」

例：訪問看護（介護予防訪問看護）の場合、付表は「付表3-1」です。

※付表の別添とされている「指定（許可）更新申請に係る添付書類一覧」は必ず提出してください。その際、各項目ごとに、更新申請以前に届け出た内容（変更届）からの変更の有無を確認し、変更がある場合はその分の変更届も別途提出してください。（（8）その他の添付書類 参照）。なお、書類省略不可の項目については必ず書類を提出してください。

(4) 誓約書（サービスに対応した様式があります）

- ・居宅サービス事業 参考様式9-1-①（介護保険法第70条第2項）
- ・介護老人福祉施設 参考様式9-1-③（介護保険法第86条第2項）
- ・介護老人保健施設 参考様式9-1-④（介護保険法第94条第3項）
- ・介護療養型医療施設 参考様式9-1-⑤（旧介護保険法第107条第3項）
- ・介護医療院 参考様式9-1-⑥（介護保険法第107条第3項）
- ・介護予防サービス事業 参考様式9-1-①（介護保険法第115条の2第2項）

(5) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

提出の必要があるのは、特定施設入居者生活介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院のサービスを提供する事業所です。

介護支援専門員の登録番号は、必ず8桁の登録番号を記載してください。香川県で登録している方は別紙の香川県版介護支援専門員登録番号新旧対照表で登録番号を確認してください。（県外で介護支援専門員の登録をしている方の8桁の登録番号については、登録している県で確認してください。）

(6) その他添付書類（更新申請以前に届け出た内容から変更がある場合のみ）

更新時に、更新申請以前に届け出た内容（変更届）から変更がある場合については、指定更新申請とは別に「変更届」を添付して提出してください。そのうえで、付表の別添とされている「指定（許可）更新申請に係る添付書類一覧」の右端の「更新前届出内容からの変更の有無」欄は変更「無」の欄に○をつけてください。

(7) 更新申請手数料の額に相当する県証紙

更新申請手数料は更新申請するサービスごとに必要です。更新申請手数料の額に相当する香川県証紙は、指定更新申請書と一緒に提出してください。長寿社会対策課で確認を行ってから貼付しますので、申請書に貼らないように注意してください。

なお、証紙の貼付の際には、小額証紙をみだりに使用して貼付枚数を増やさず、なるべく最小枚数で貼付するようにしてください。

【参考】更新申請手数料：居宅サービス・介護予防サービス 10,000 円、
施設サービス 33,000 円

※（介護予防）通所リハビリテーションについては、手数料は必要ありません。

なお、各種様式は「かがわ介護保険情報ネット」にあります。

<http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/choju/iigyosya/youshiki/shitei.shtml>

《指定申請等様式集》

2. 指定（許可）更新申請書（第1号様式の2）

[\[PDF形式 70KB\]](#) [\[WORD形式 76KB\]](#)

[＜指定（許可）更新に係る記載事項（付表）及び添付書類一覧表＞](#)

[＜指定（許可）更新に係る添付書類参考様式＞](#)

また、県証紙の売りさばき場所は県ホームページ上にあります。

<http://www.pref.kagawa.lg.jp/suito/syousi/urisabaki.pdf>

4. 提出方法

- (1) 提出先：香川県健康福祉部長寿社会対策課
- (2) 提出時期：目安として、指定有効期間満了日の1ヶ月前頃
- (3) 提出方法：持参

5. 休止中の事業所

休止中の事業所については、指定の更新を受けることができません。指定有効期間満了日をもって指定の効力を失うこととなります。ただし、指定有効期間満了日前までに休止理由等を解消した上で、再開届を提出し事業を再開すれば更新を受けることができます。また、指定の更新を受けない事業所については、別途、「廃止届」を提出してください。

6. 申請書類提出後の変更、廃止、休止について

- (1) 申請書提出後に変更が生じた場合

変更届を提出してください。提出先は香川県健康福祉部長寿社会対策課です。

- (2) 申請書提出後、事業所を廃止・休止する場合

指定の更新を受けることができませんので、廃止・休止届と併せて指定更新申請の取下げ書（任意様式）を提出してください。なお、申請書提出時に徴収した指定更新手数料の返還はできません。

【問合せ先】

香川県健康福祉部長寿社会対策課

在宅サービスグループ TEL：087-832-3274

施設サービスグループ TEL：087-832-3266

FAX：087-806-0206

高松市社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の制定における独自基準について

中核市の条例で定める基準については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの(以下「従うべき基準」という。)、厚生労働省令で定める基準を標準とするもの(以下「標準」という。)、厚生労働省令で定める基準を参酌するもの(以下、「参酌すべき基準」という。)に区分されました。

本市では、「従うべき基準」および「標準」につきましては、厚生労働省令と同様ですが、「参酌すべき基準」の一部について、次のとおり独自基準を加えております。

1 特別養護老人ホーム等の居室定員(第3条第2項)

特別養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の定員について、現行の「4人以下」から「1人」に省令改正されたが、利用者の希望について調査を行った結果を踏まえ、「4人以下」とする。

2 ユニット型施設の入居定員(第3条第2項)

現行基準では、「おおむね10人以下」と規定されているが、市内の施設が10人以下であることを踏まえ、「おおむね」を削除して「10人以下」と定める。

3 記録の整備(第3条第2項)

入所者等に対する処遇又はサービスの提供に関する記録等の保存期間について、現行基準では「2年間」と規定されているが、介護報酬等の適正な取扱い(過払い発生時の対応等)やサービス向上の観点から、保存期間を「5年間」に延長する。

4 非常災害対策の具体的計画の掲示義務(第4条)

社会福祉施設等の設置者等(設置者若しくは開設者又は当該事業を行う者をいう。以下同じ。)は、非常災害対策に関する具体的な計画を作成し、施設又は事業所の見やすい場所に、その概要を掲示しなければならない。

5 災害時における他施設との連携・相互応援体制の整備(第5条)

社会福祉施設等の設置者等は、非常災害時の入所者又は利用者(以下「入所者等」という。)の安全の確保を図るため、あらかじめ他の社会福祉施設等相互間及び県、市町、関係機関、地域住民等との連携協力体制を整備するよう努めなければならない。

6 研修機会の確保(第6条)

社会福祉施設等の設置者等は、職員又は従業者の資質の向上のために、毎年具体的な研修計画を作成し、当該研修計画に基づき全ての職員又は従業者に対して研修を実施し、当該研修の結果を記録するほか、職員又は従業者の研修の機会を確保しなければならない。

7 福祉サービスにおける外部評価等の実施(第8条)

- (1) 社会福祉施設等の設置者等は、自ら当該社会福祉施設等に係る業務の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めなければならない。(※現行基準でも義務付けされている。)
- (2) 社会福祉施設等の設置者等は、当該社会福祉施設等に係る業務の一層の改善を進めるため、定期的に外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。(※(予)認知症対応型共同生活介護事業所については、現行基準でも義務付けされている。)

8 給食における地産地消の実施(第9条)

社会福祉施設等の設置者等は、食事を提供する場合は、入所者等の特性に配慮しつつ、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工した食品(当該食品を原材料とするものを含む。)を積極的に使用するよう努めなければならない。

9 地域との連携および災害時における要援護者の受入れ(第15条)

特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設は、その運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るとともに、災害時において要援護者を受け入れるなど、地域の高齢者福祉の拠点となるよう努めなければならないものとする。